

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9、議案第10号、多度津町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第10号、多度津町農業委員会委員の任命につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、農業委員会委員の選出方法がこれまでの公職選挙法に基づくものから、町長が議会の同意を得て任命する方法に変更されました。

このことに伴い、「農業委員会等に関する法律第9条」及び「多度津町農業委員会の委員の任命に関する規則」に基づき、委員候補者の募集を行った結果、定数14名に対して同数の応募がありました。

また、委員の任命過程の公正性及び透明性を確保するため、「多度津町農業委員等候補者選考委員会設置要綱」に基づく審議がなされ、14名の候補者は、人格、見識ともに優れ、かつ農業行政に理解があり、委員に最適であると考えております。

なお、任期は平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年間であります。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りをいたします。

本案は、人事案件でございますので、本日、先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定いたしました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第10号についてを採決いたします。

本案は、原案に同意したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案に同意することに決定をいたしました。